

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 2 月 21 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、自分が厚生年金保険の資格を喪失した後に、さかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられているが、当時は約 53 万円の給与を受け取っていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を申立人が主張する 53 万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 3 月 31 日）の後の同年 5 月 8 日付けで、2 年 10 月 1 日に遡^{そきゅう}及して 9 万 8,000 円に引き下げられている。

また、事業主を含め当時の同僚 9 人について、申立人と同様に平成 4 年 5 月 8 日付けで 2 年 10 月 1 日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、当該複数の同僚からは、申立期間当時、報酬月額がその標準報酬月額（9 万 8,000 円）に見合う額に減額されたことをうかがわせる証言は得られない上、当該同僚は、「当該事業所は、平成 4 年ごろには経営状況が悪化して立ち行かなくなった。」旨を証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月26日から同年7月1日まで

B校を卒業して、学校のあっせんで同級生と一緒に昭和27年3月からA社に勤めたが、入社してから同年7月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様にB校を卒業してA社に勤めた同期入社と同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び同時期に入社した同僚6名は、当初、昭和27年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、このうち、申立人及び1名を除く同僚5名については、後日、資格取得日を入社日と考えられる27年3月22日又は同年3月26日に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

さらに、資格取得日が訂正処理されている事情について、当該同僚からは、「会社から資格取得日を訂正したという話は聞いておらず、遡^{そきゅう}及した期間の保険料を後で徴収された記憶も無い。」旨の証言が得られたことから、申立人についても、当該同僚と同様に、申立期間の保険料を控除されていたと認められる。

なお、申立人は、当該遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた日より前に、既に当該事業

所を退社していたため、資格取得日を訂正する対象とならなかったものと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 7 月の社会保険事務所の記録から、4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業しており、当時の代表者も死去しているため確認できず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年8月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を42年8月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から同年11月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月21日から同年12月1日まで

知人の紹介で、昭和42年8月21日よりA社営業本部(B)の事務員として勤務した。当時独り暮らしをしており、社会保険の資格取得には人一倍敏感で、入社前から通院していた歯科医に入社後すぐ保険証を提出したことを覚えている。しかし、社会保険庁の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和42年12月1日となっており、納得できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出された在籍証明書及び社員カード並びに前任の同僚の証言により、申立人がA社営業本部に昭和42年8月21日から申立期間を含め継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者整理番号の前後31人の者について、入社日と厚生年金保険の資格取得日との関係を調査したところ、29人が入社日と資格取得日が一致し、残りの2人についても入社日と資格取得日の相違が5、6日であることが確認できる上、申立人の前任の同僚は、「申立人は私の後任で正社員として勤務した。厚生年金保険の手続については分からないが、私の年金記録は前に勤務した会社からつながっている。」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時のA社における女子社員の記録から昭和42年8月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から同年11月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年10月24日に、資格喪失日に係る記録を43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月24日から43年4月1日まで

父の紹介で昭和42年10月から43年3月までA社の販売員として勤務していたが、社会保険事務所で記録を確認したところ、勤めていた期間が空白となっていることが分かった。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の前代表取締役が提出した労働者名簿、当該前代表取締役の証言及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、上記の前代表取締役は、「入社したら、全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた。」と証言しているところ、上記の労働者名簿に記載されている50名のうち、申立人と国民年金第3号被保険者となっている者2名を除く48名が、厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人が厚生年金保険の被保険者とならなかった事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、元同僚の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主（A社の前代表取締役）は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年10月から43年3月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年2月1日から同年10月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、当該期間は50万円ぐらいの給料で、厚生年金保険料も控除されていた。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成15年10月31日）の後の同年11月10日付けで、同年2月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、住民税申告書及び所得税確定申告書により、申立人は、申立期間において50万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間当時、申立人は当該事業所において取締役の立場であったが、経理事務を担当していた元同僚は、「申立人は取締役といっても名ばかりで、給与や社会保険事務に関して何の権限もなく、自身の標準報酬月額がどうなっているかは知らないと思う。」と証言している上、元事業主は、「当該事業所が全喪後、役員標準報酬月額を引き下げるについて取締役会を開催して協議することはなかった。」と証言していることから、申立人は、自らの標準報酬月額をさかのぼって訂正された事実を承知しなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該引下げ訂正前の50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年3月31日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年3月31日から同年4月6日まで
② 平成5年8月1日から6年10月31日まで
③ 平成6年10月31日から7年2月1日まで
④ 平成7年6月30日から同年7月1日まで

申立期間①、③及び④については、平成4年12月15日にB社に入社してから、関連会社のA社で、7年6月30日に退職するまで継続して勤務した。申立期間①、③及び④について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、給料は18万円ぐらいあったが、標準報酬月額が8万6,000円になっているのは納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「B社からA社に自動的に転籍したが、警備員として同じ業務に従事し継続して勤務した。」と供述しているところ、元同僚は、「B社が、平成4年12月ごろからA社の名称を使用していた。」と証言している上、元上司は、「当該事業所間の切り替えは

明確でないが、この間は給与があり、社会保険料も控除されていた。」と証言していることから、申立人は、両事業所に継続して勤務し（平成5年3月31日にB社からA社に異動）、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成5年4月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A社は、平成5年4月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人の元上司及び複数の元同僚の証言により、申立期間①において当該事業所は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、社会保険庁の記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は15万円と記録されているところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年10月31日）より後の6年11月8日付けで、5年8月1日までさかのぼって8万6,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所では、厚生年金保険の被保険者資格を確認できるほかの従業員に対しても、申立人と同様に平成6年11月8日付けで、5年8月1日までさかのぼって標準報酬月額の訂正処理が行われていることが確認できることから、このように適用事業所の全喪日以後に、標準報酬月額の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額の訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立期間②に係る申立人の標準報酬月額については、当初記録されていた15万円とすることが必要であると認められる。

- 3 申立期間③については、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成6年10月31日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、7年2月1日に再度適用事業所となるまでの申立期間③については、適用事業所でなかったことが確認できる上、当時、当該事業所に勤務していた申立人を含む13人の従業員は、いずれも当該全喪日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、再度適用事業所となり被保険者資格を再取得するまで厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

また、当該従業員のうちの1人が所持する給与明細書によると、申立期

間③の厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、申立人についても、申立期間③については、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立期間③について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④については、申立人は、A社に平成7年6月30日まで勤務したので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年7月1日であると主張しているが、申立人には当該事業所における雇用保険の記録が無い上、同僚からの有力な証言が得られないことから、申立人が当該事業所を退職した日は特定することはできない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成7年6月30日に国民年金に強制加入し、以後、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間④について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野国民年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 50 年 3 月まで
20 歳になった時、父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の納付についても、父親が行っていたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の職権適用者名簿及び特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は職権適用者であることが確認できる上、市の国民年金資格記録（電算記録）により、申立人は昭和 50 年 4 月 1 日が新規職権適用者の該当日とされていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続はこのころに行われたことが推認できるとともに、申立人が 20 歳になった 48 年 3 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について、その父親が行ったと主張しているが、その父親は既に他界している上、申立人は、その父親から当該加入手続及び申立期間の保険料納付について話を聞いたことはないとしているとともに、申立人は当該加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人は、「厳格な父親が未納にしておくとは考えられない。」と主張するのみで、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで

A 市に住んでいた申立期間当時、上の階に住んでいた隣組の組長から、「サラリーマンの妻も年金に入れるようになったのでどうですか。」と勧められたので、国民年金に加入し、加入後は同組長に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びB市の国民年金被保険者台帳により、申立人は昭和 51 年 4 月 1 日に、同市において国民年金の任意被保険者資格を初めて取得したことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入を勧められ、国民年金保険料を納付していたと主張する、申立期間当時の隣組の組長は、「私は申立人に国民年金への加入を勧めた覚えもないし、組長が国民年金保険料を集めるようなことはなかった。」と証言しており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続方法、納付金額、年金手帳の色等の記憶も当時の実態と異なっている上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 616

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 39 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 39 年 4 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 40 年代か 50 年代ごろ、特例納付ができると知ったので、役場で納付したはずであるにもかかわらず、未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳により、申立人は昭和 36 年 9 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失後、39 年 5 月 10 日に再び同資格を取得しており、申立期間は国民年金に未加入であることが確認できる上、申立人の申立期間については、38 年 2 月の 1 か月を除き、その夫が厚生年金保険の被保険者であることから、国民年金の任意加入期間に該当し、特例納付制度（強制加入被保険者が対象）によりさかのぼって国民年金保険料を納付することは制度的にできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料についての納付時期、納付金額等の記憶が曖昧である上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野国民年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 61 年 3 月まで
昭和 51 年ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った際、係の人に勧められて付加年金制度にも加入して以降、付加保険料の納付をやめた記憶は無いのに、51 年 4 月から同年 7 月までの 4 か月だけが付加保険料も納付済みとされており、申立期間は付加年金制度に未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄を見ると、「被保険者となった日」の欄に、「51 年 4 月 1 日附加加入」と記載されているとともに、「被保険者でなくなった日」の欄に、「51. 8. 1」と記載されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、昭和 51 年度の摘要欄に、「㊥加入 51. 4. 1 ㊥辞退 51. 8. 1 51. 8～51. 9㊥分誤納」と記載されているとともに、昭和 51 年 8 月及び同年 9 月の欄に、「還付 51. 8～51. 9 まで 800 円（52. 3. 1）」と記載されていることが確認できる。

さらに、上記特殊台帳により、申立人は昭和 52 年度から 55 年度までの期間及び 57 年度の国民年金保険料を前納していることが確認できるが、その記載されている納付金額は、それぞれ当該年度の定額保険料を前納した場合の金額と一致しており、付加保険料は含まれていない。

加えて、申立人が申立期間について付加保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 1 日から同年 12 月 26 日まで
② 昭和 44 年 1 月 21 日から 47 年 9 月 21 日まで

申立期間①については、A市にあった、B社に勤務し、申立期間②については、C町にあった、D社に勤務していた。申立期間①②とも厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人は、当該期間において申立てに係る事業所とは別のE社で現場作業員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、申立期間①の後の昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、当時の事業主は、「現場作業員は厚生年金保険に加入させない取扱いであった。」と証言している。

申立期間②について、申立人は、D社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人は、当該期間において当該事業所の下請業者であったF氏の経営する個人事業所に雇用されていたことが推認できる。

しかしながら、事業主は既に他界していることから、当該事業所の申立期間当時の状況について確認することができない上、当該事業所に勤務していたとする事業主の長男は、「父の会社の名前は覚えていないが、厚生年金保険には加入していなかったのので、自分も厚生年金保険の期間は無い。」と証

言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで
昭和 25 年 3 月に中学を卒業してから、A社で 10 年以上働いていたが、社会保険事務所で厚生年金保険の記録を調べてもらうと、被保険者期間であった申立期間が脱退手当金の支給記録となっていることが分かった。脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 7 月 5 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、同年 6 月 14 日に脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から 13 年 5 月 31 日まで
社会保険事務所から連絡があって初めて知ったが、申立期間の標準報酬月額が 36 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられている。当時の依頼先の会計事務所に聞いても、給与を下げた記憶は無いとの回答を得たので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 13 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年 6 月 11 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が 36 万円から 9 万 8,000 円に、遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、複数の元社員は、「申立人は毎日会社に出社し、社長としての仕事をしていた。」と証言していることから、申立人は申立期間における代表取締役としての勤務実態が推認できる上、当時、当該事業所の社会保険関係事務を委託されていた社会保険労務士及び任意清算手続を委託されていた弁護士は、「申立人の標準報酬月額を変更する届出はしていない。」と回答していることから、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人が自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 8 月 1 日から 6 年 3 月 31 日まで
平成 5 年 8 月から 6 年 3 月までの期間は 30 万円ぐらいの給与であったが、厚生年金保険の標準報酬月額が 8 万円に引き下げられている。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役社長を務めていたA社は、平成 6 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その後の同年 5 月 25 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 28 万円から 8 万円に、遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所は申立人と役員 1 人の 2 人のみで、他の社員が在籍しない状況にあり、当該役員は、「私は平成 6 年 3 月に退職しているので、以後のことは分からない。」と証言しているところ、社会保険庁の記録によると、当該役員についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できることから、申立人が当該 2 人の訂正処理について何も知らなかったとは考え難い。

また、当時、社会保険関係の業務を委託されていた社会保険労務士は、「平成 5 年 1 月まで委託されていた記録があるが、それ以降の手続は行っていない。」と証言していることから、申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人が自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月3日から29年6月26日まで

平成19年10月に厚生年金保険被保険者加入期間の照会を行ったところ、A社B工場に勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっていた。この時に初めて脱退手当金という制度があったことを知ったし、当時、請求したことも受け取った記憶も無いので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、昭和32年7月8日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、給付種類、資格期間、支給金額、支給年月日等の記録があるなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には昭和32年6月17日付けで、A社B工場の健康保険労働者年金被保険者名簿には同年6月29日付けで、それぞれ申立人の氏名を旧姓から新姓へ変更した旨の記載があり、申立期間の脱退手当金が同年7月8日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立人の脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。